

亀山市都市マスタープラン（骨子案）に対する意見への回答

【個別意見】

番号	該当 ページ	項目	意見	回答
1	1 ～ 2 及び 65 ～ 66	第1章 計画の大綱 第10章 地域づくりの方針	地域づくりの方針が新たな視点として加わったことは評価するが、 ・地域別構想及び地域づくり計画は時系列的に、本マスタープランに即して「後追いの」計画策定をするのか。 - あるいは地域づくり計画をボトムアップした中でマスタープランが成立するのか明確に示すべきである。 ・中学校区のエリアを基本とした地域構想はマスタープランの中で明示され、各地域づくり計画はまちづくり協議会でも議論、提案できるという位置付けか。 ・「策定に意欲のあるまちづくり協議会からの提案」の文言は適切か。 ・地域づくり計画の策定に関し、農振法等の法的規制を明示した中での地域合意形成を進めるべきである。	・地域づくり方針及び地域づくり計画は、都市マスタープラン策定の後、計画期間内に策定を進めるものです。なお、その策定の流れについては、最終案でお示しさせていただきます。 ・各エリアの地域づくりの方向性については、都市マスタープランの中で示してまいります。一方、各地域づくり方針については、地域まちづくり協議会から御提案をいただくこととしています。 ・地域づくり方針については、地域の発意に基づき市に提案をいただく仕組みとしていることから「策定に意欲のある地域まちづくり協議会から提案」としています。 ・農振法を含めた土地利用に関する法規制等については、地域づくり方針の策定等の際の検討の資料として活用してまいります。
2	24	第2章 都市の現況と市民意向 2 市民意向 （4）市民ワークショップにおける市民意向	市民による主な意見を、本骨子案にどのように反映させているかの記述をすべきである。	市民アンケート調査の結果や市民ワークショップでの意見等については、計画策定における課題の整理、都市づくりの目標や地域づくりの方向性など計画全体の考え方に反映されているもの、今後地域づくり方針の策定等において参考にすべきもの等があるものと考えております。

亀山市都市マスタープラン（骨子案）に対する意見への回答

【個別意見】

番号	該当 ページ	項目	意見	回答
3	25	第3章 前都市マスタープランの 総括 1 定量的目標値の達成状況	「定量的目標値の達成状況」では、亀山中央は現計画時から0.4ポイント上昇しているが、目標値とは大きな開きがある。また、関は現計画時から5.0ポイント低下し、目標値とは大きな開きがあり、井田川は現計画時から5.2ポイント低下し、目標値とは大きな開きがある。 一方、P23の市民アンケート結果で、「亀山市が行うまちづくりのうち必要な施策」の1位に「公共交通の利便性向上」があがっているように、ネットワーク化も全く不十分である。 つまり、コンパクト・プラス・ネットワークが成功していないということである。なぜこうなったのかという深い総括がないがこれでは次につながらない。記述すべきである。	御意見の内容を踏まえ、目標値の達成に至らなかった要因を追記します。
4	39 (19)	第5章 都市マスタープランの主要課題 (1) コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり	リニア駅確定が無くしてプランの成立は不可能と考える。	本市においては、以前から都市拠点における都市機能の集積と既成市街地への居住の誘導を図るとともに、拠点と地域をネットワークで結ぶ効率的で持続可能な都市形成を目指し、ＪＲ亀山駅・ＪＲ関駅・ＪＲ井田川駅を中心とするコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを進めており、リニア三重県駅の駅位置にかかわらず、今後もこうした都市形成を目指す必要があるものと考えております。 一方、御指摘のとおり、リニア三重県駅の駅位置の決定は、本市の将来都市構造に大きな影響を与える都市動向の変化を生じさせるものであり、駅位置の決定に伴い、計画の見直しが必要になるものと考えております。

亀山市都市マスタープラン（骨子案）に対する意見への回答

【個別意見】

番号	該当ページ	項目	意見	回答
5	43	第6章 都市づくりの基本理念と目標 2 都市づくりの目標 （1）コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり	現計画ではコンパクト・プラス・ネットワークが成功していないが、「（1）コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり」では、現計画と同じことをやろうとしている。しかし、どこにも今度は実現できるという根拠を示していない。 また、亀山市のような緑豊かな市では、市街地の利便性向上と同時に、周辺部（森林・農地・集落）が持つ多面的機能を維持する視点をもっと太く明確に位置付けるべきである。 ネットワークの意味も、市街地への通勤通学、通院、買い物の移動だけでなく、人々が森林や農村地域を訪れ、自然や歴史、農業に触れる交流を生み出すネットワークとしても捉えるという視点が必要である。全面的に見直すべきである。 さらにＪＲ亀山駅周辺は再開発が行われたが、にぎわいは生まれていないのが実態だ。それを新庁舎建設や鈴鹿川の河川整備をすることでにぎわいをつくろうとするのは誤りである。ＪＲ亀山駅周辺は新庁舎建設には不適切な場所であり、護岸工事が目的の鈴鹿川の河川整備が、ＪＲ亀山駅周辺のにぎわいを作り出すというのはあり得ない。この記述は見直すべきである。	本計画においてはコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりに向け、拠点の形成・まとまりのある居住地の形成・ネットワークの形成といった将来都市構造を示すとともに、土地利用の方針や都市づくりの方針などにおいてその実現に向けて取り組むこととしております。 森林等が持つ多面的機能の維持等については、御意見の内容を踏まえ「（５）都市の魅力の継承」に追記します。 コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりにおけるネットワークについては、主に拠点と地域のつながりの確保を趣旨として記載しており、広範なネットワークとしての位置付けまでは明記していないところですが、既存のネットワークを自然や歴史を含めた本市の魅力の形成・活用にいかすことができるものと考えております。 ＪＲ亀山駅周辺については、市街地再開発事業が施行され、ＪＲ亀山駅前に新図書館やマンションが整備されるとともに、駅前広場や周辺道路が整備される等、エリア人口の増加や、図書館の移転による都市機能の充実など、中心市街地のにぎわいの創出につながっているものと考えております。 また、新庁舎の建設予定地については、令和６年３月にＪＲ亀山駅周辺エリアが選定されていることから建設予定地として位置付けるとともに、隣接する鈴鹿川の河川空間については、市街地と一体となった魅力の形成に向け、その利活用について取組を進めていくものと考えております。

亀山市都市マスタープラン（骨子案）に対する意見への回答

【個別意見】

番号	該当 ページ	項目	意見	回答
6	43	第6章 都市づくりの基本理念と目標 2 都市づくりの目標 (2) 都市の成長を生む土地利用の促進	鈴鹿亀山道路とリニアがあがっているが、いずれも中心市街地や在来線の駅から離れた所での計画になっている（リニア駅は在来線の駅には乗り入れない計画）。つまり鈴鹿亀山道路とリニアを推進すれば、ますます中心市街地や在来線の駅が寂れることになり、都市機能や居住の誘導で中心市街地の活性化しようとすることに明らかに逆行することになる。見直すべきである。	本市における持続可能な都市づくりに向けては、鈴鹿亀山道路等の整備促進による広域道路ネットワークの充実やリニア三重県駅の設置による広域交通網の更なる充実を新たな産業集積等につなげるとともに、働く場の創出による若者や子育て世帯の流入等が既成市街地の活性化にもつながるものと考えております。
7	53 ～ 55	第8章 土地利用の方針 3 土地利用の方針	第3次亀山市総合計画の都市空間形成と土地利用の方針の地域拠点の考え方と整合を図るべく、地域拠点と中心拠点・副次拠点とのアクセスの確保を明記すべきである。	都市マスタープランにおける土地利用の方針については、一定の土地の範囲における土地の利用方針を示すものであります。一方、地域拠点については、土地利用の「範囲」を示すものではないと考えていることから、土地利用の方針ではなく、第10章 地域づくりの方針において、一定の位置付けを図っていくものとしております。 また、アクセスの確保については、第9章 都市づくりの方針における交通ネットワークの整備の方針において記載してまいります。
8	54	第8章 土地利用の方針 3 土地利用の方針 (3) 産業系土地利用	第3次亀山市総合計画の土地利用の基本的な考え方には、能褒野地区の産業集積地を産業ゾーンとして明記しているが、本骨子案にも能褒野地区を明記すべきである。	既存産業ゾーンについては、能褒野町を含む工業専用地域又は工業地域が指定された区域を位置付けております。
9	56	第8章 土地利用の方針 3 土地利用の方針 ■土地利用方針図	川崎小学校周辺の都市基盤型居住ゾーンは、現状においては鈴鹿市広瀬町まで住宅地となっており、方針図との整合が図られていないので修正すべきである。	都市基盤型居住ゾーンについては、既存集落を含む現状の居住地の全てを位置付けるのではなく、都市拠点型居住ゾーン以外の用途地域（工業専用地域及び工業地域を除く。）を位置付けていることから、方針図とも整合しているものと考えております。

亀山市都市マスタープラン（骨子案）に対する意見への回答

【個別意見】

番号	該当 ページ	項目	意見	回答
10	60	第9章 都市づくりの方針 3 交通ネットワーク整備の方針 ■公共交通 (2) 近隣市と接続する公共交通網の維持確保	隣接する市との新たな公共交通の相互乗り入れを行うことでネットワーク化が図られ、地域コミュニティバスの乗降率の向上につながることから維持確保だけではなく整備を加えるべきである。	具体的な公共交通の在り方については、地域公共交通計画において検討が進められるものですが、交通ネットワーク整備の方針については、最終案において書き込みを行ってまいります。
11	63	第9章 都市づくりの方針 6 公共公益施設整備の方針	新たに(5)地区コミュニティセンター等の利便性の確保が加わったが趣旨や内容について説明が欲しい。	地区コミュニティセンター等については、地域におけるコミュニティ活動を支える施設として記載しています。なお、公共公益施設整備の方針については、最終案において書き込みを行ってまいります。
12	64	第9章 都市づくりの方針 8 環境形成の方針 (2) 里山・農地の保全	森林は災害、獣害さらには生物多様性機能を有し、市において最も面積が広いことから方針に「森林」を含めるべきである。	御意見の内容を踏まえ、森林については(1)豊かな自然環境の保全と活用において具体的な書き込みを行ってまいります。
13	65	第10章 地域づくりの方針 2 地域づくりの方向性	中部中学校区と亀山中学校区の学校区の線引きは、まちづくり協議会や自治会の区割りとは一致しない地域がある。各地域の将来像、地域づくりの方向性を設定する上では、両学校区にまたがる地域において混乱を生ずる可能性があるため、もう少し具体的な説明を明記すべきである。	地域づくりの方向性については、おおむね中学校区のエリアを基本としています。エリア間のつながりや都市機能の配置も含め、明確な線引きを意図したものではなく、一定の範囲における地域の方向性を示すために設定したものです。
14	67	第11章 計画の推進と管理	新たな手法による推進と管理が示されているが、内容が不明確である。	計画の推進と管理については、最終案において書き込みを行ってまいります。
15	67	第11章 計画の推進と管理 1 計画の推進	推進に当たって「多様な主体との連携」とあるが、具体的にどのような主体と連携するのか記述すべきである。	計画の推進と管理については、最終案において書き込みを行ってまいります。

亀山市都市マスタープラン（骨子案）に対する意見への回答

【個別意見】

番号	該当 ページ	項目	意見	回答
16	67	第11章 計画の推進と管理 2 計画の管理	進捗管理を計画に入れた点は評価できるが、何を指標として評価するのか誰が評価するのかなどの具体的な記述が必要である。	計画の推進と管理については、最終案において具体的な書き込みを行ってまいります。一方、都市マスタープランは、都市づくりの基本理念と目標、将来都市構造やその実現のための都市づくりの方針等を明らかにするための計画であることから、その評価については、都市の現況を把握するとともに取組実績を含めて評価等を行うものと考えております。